新潟県漁港関係事業補助金等交付要綱

（趣旨）

第１　知事は、漁港施設の充実及び改善を助長し、水産業の振興を図るため、市町村が行う地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、漁業集落環境整備事業（補助金）、漁業集落環境整備事業（交付金）、漁港環境整備事業、水産基盤整備調査事業、地方創生港整備事業、漁港機能増進事業、海業推進事業、漁港災害関連事業及び漁港災害復旧事業調査設計委託費等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付基準）

第２　この補助金等は、別表第１の基準により交付するものとする。

（交付条件）

第３　この補助金等は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

（１）　経費の配分の変更(第６に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

（２）　事業の内容の変更(第６に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

（３）　事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

（４）　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（５）　事業を行うため締結する契約は、競争入札の方法により行わなければならないこと。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項に掲げる場合は、随意契約によることができること。

（６）　事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金等の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（７）　この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。

（８）　この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める処分制限期間中において処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

（９）　この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10)　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を５年間保管しておかなければならないこと。

(11)　事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

（交付申請書）

第４　規則第３条第１項の規定による申請書は、別記第１号様式のとおりとし、１部を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金等の交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第２号様式によるものとする。

２　前項の規定による申請書を提出するに当たっては、各事業主体において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（事業費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、 申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りではない。

（変更の承認申請）

第５　第３の（２）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第３号様式による事業計画変更承認申請書１部を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第６　第３の（１）又は（２）に規定する軽微な変更は、別表第２に掲げる変更とする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第７　第３の（３）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第４号様式による事業中止（廃止）承認申請書１部をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第８　第３の（４）の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類１部を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第９　規則第７条の規定による期日は、補助金等の交付決定通知を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第 10　規則第 10 条の規定による報告は、別に定めるところにより、状況報告書を作成し、知事に提出して行うものとする。

（実績報告書）

第 11　規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第５号様式のとおりとし、その提出部

数は１部とする。

２　規則第 12 条の規定による実績報告書の提出の時期は、事業の完了の日から起算して、７日を経過した日又は補助金等の交付のあった年度の翌年度の４月２日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

３　第４の第２項ただし書により交付の申請をした場合は、第１項の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。

４　第４の第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第６号様式によりその金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けて速やかにこれを納付しなければならない。また、当該補助金等に係る消費税等仕入控除額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金等の額の確定（規則第 13 条の規定による確定をいう。）の日の翌年５月 31 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（年度終了報告書）

第 12　規則第 12 条の規定による年度終了報告書は、別記第７号様式のとおりとし、その提出部数は１部とする。

２　規則第 12 条の規定による年度終了報告書の提出の時期は、補助金等の交付のあった年度の翌年度の４月２日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

３　年度終了報告書を提出した事業においては、翌年度に事業が完了した時点で、第 11 の規定により実績報告書を提出しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第 13　規則第 19 条第４号及び第５号に規定する知事が定める財産は、取得価額が１件につき 50 万円以上のものとする。

２　規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に定めるとおりとする。

（補助金等の概算請求）

第 14　市町村長は、補助金等の交付を概算払により受けようとするとは、別記第８号様式による概算払請求書を別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の概算払請求書には別記第９号様式による出来高検査調書を添付しなければならない。

附　則

新潟県漁港関係事業補助金交付要綱（昭和 50 年４月１日施行）は、廃止する。

〃	（昭和 55 年９月１日）	改正
〃	（昭和 58 年４月１日）	一部改正
〃	（昭和 59 年４月１日）	一部改正
〃	（昭和 63 年４月１日）	一部改正
〃	（平成２年４月１日）	一部改正
〃	（平成３年４月１日）	一部改正
〃	（平成４年４月１日）	一部改正
〃	（平成６年７月７日）	一部改正
〃	（平成 13 年４月 13 日）	一部改正
〃	（平成 14 年１月７日）	一部改正
〃	（平成 14 年４月３日）	一部改正
〃	（平成 15 年２月３日）	一部改正
〃	（平成 16 年３月 31 日）	一部改正
〃	（平成 21 年３月 18 日）	一部改正
〃	（平成 21 年９月 18 日）	一部改正
〃	（平成 23 年４月 12 日）	一部改正
〃	（平成 24 年４月１日）	一部改正
〃	（平成 24 年 10 月３日）	一部改正
〃	（平成 25 年４月 11 日）	一部改正
〃	（平成 26 年３月 28 日）	一部改正
〃	（平成 28 年４月１日）	一部改正
〃	（平成 31 年４月 17 日）	一部改正
〃	（令和３年４月１日）	一部改正
〃	（令和３年４月 14 日）	一部改正
〃	（令和４年４月１日）	一部改正
〃	（令和８年５月 27 日）	一部改正

この要綱は、令和８年４月７日から実施する。

別表第１

交付基準

事業名	補助率等			
地域水産物供給基盤整備事業	本土		50/100	以内
	離島	外郭 水域	80/100	以内
		係留	60/100	以内
		機能	55/100	以内
	効果促進		50/100	以内
漁村再生事業	本土		50/100	以内
	離島		60/100	以内
	効果促進		50/100	以内
水産物供給基盤機能保全事業	本土		50/100	以内
	離島	外郭	80/100	以内
		係留	60/100	以内
		機能	55/100	以内
漁港施設機能強化事業	本土		50/100	以内
	離島	外郭 水域	80/100	以内
		係留	60/100	以内
		機能	55/100	以内
漁港環境整備事業			50/100	以内
漁港機能増進事業	本土		50/100	以内
	離島	外郭 水域	80/100	以内
		係留	60/100	以内
		機能	55/100	以内
地方創生港整備事業	本土		50/100	以内
	離島	外郭 水域	80/100	以内
		係留	60/100	以内
		機能	55/100	以内
漁港災害関連事業	本土		50/100	以内
	離島		55/100	以内
漁港災害復旧事業調査設計委託費等			50/100	以内
漁業集落環境整備事業（補助金）			50/100	以内
漁業集落環境整備事業（交付金）			50/100	以内
水産基盤整備調査事業			1/2	
海業推進事業			50/100	以内

別表第２

軽微な変更の範囲

（水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産基盤整備調査事業、漁業集落環境整備事業（補助金）、漁港機能増進事業、漁港災害関連事業の場合）

（１）　漁港又は地区ごとに要する経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれにも該当せず、かつ、その変更により当該事業に要する経費に対する国の補助金の額が増加することとならないもの。

ア　費目（本工事にあっては、工種）の新設又は廃止によるもの。

イ　工事費の費目（本工事にあっては、工種）ごとの経費の額の増加を伴うもので、その増加額が当該経費の額の 100 分の 30 に相当する金額（当該経費の額の 100 分の 30 に相当する金額が 400 万円以下の場合にあっては、400 万円）又は 2,000 万円のいずれかを超えるもの。

（２）　漁港又は地区ごとの事業の内容の変更で次に掲げるもののいずれにも該当しないもの。

ア　手戻工事に伴うもの。

イ　施行位置又は計画法線を変更するもの。

ウ　標準構造を変更するもので、かつ、基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの。

エ　実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの。

（地方創生港整備事業の場合）

（１）　認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があったことに伴い、事業内容を変更するもの。

（２）　当該年度の交付額の１／２未満で、かつ、他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、他の施設の整備への充当があったことに伴い、事業内容を変更するもの。

（地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生事業、漁業集落環境整備事業（交付金）及び漁港環境整備事業の場合）

交付主体ごと、かつ、地域整備計画ごとの額の増減以外の変更を伴うもの。

（海業推進事業の場合）

次に掲げるもののいずれにも該当しないもの。

（１）事業の実施地区の新設、変更及び廃止並びに事業実施主体の変更

（２）附帯事業費の新設又は廃止

（３）交付金要望額の交付率ごとの合計の増額

別記　様式第１号

（水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産基盤整備調査事業、漁業集落環境整備事業（補助金）、漁港機能増進事業、漁港災害関連事業及び漁港災害復旧事業調査設計委託費等の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　　事業補助金交付申請書

　　年度において下記のとおり　　事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第３条の規定により補助金　　円の交付を申請します。

記

事　業　計　画

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の配分
（１）事業計画総括表　　別紙のとおり
（２）工　事　設　計　書　　別冊のとおり
ア　設計総括表
イ　工事費内訳表
ウ　添　付　図　面
エ　添　付　資　料

３　事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

注　事業計画総括表及び工事設計書は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、その他各種事業補助金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。
ただし、設計総括表は国費欄を県費と書き換えて作成すること。

（地方創生港整備事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　地方創生港整備事業交付金交付申請書

年度において下記のとおり地方創生港整備事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第３条の規定により交付金　　円の交付を申請します。

記

事　業　計　画

１　事業の目的

２　事業計画総括表　　別紙のとおり

３　事業の完了予定年月日

注　事業計画総括表は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、地方創生港整備推進交付金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。

（地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生事業、漁業集落環境整備事業（交付金）及び漁港環境整備事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　　交付金交付申請書

　　年度において下記のとおり　　事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第３条の規定により交付金　　円の交付を申請します。

記

事　業　計　画

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の配分
（１）地区別経費の配分表　　別紙のとおり
（２）添　付　図　面　　別紙のとおり

３　事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

別紙

地区別経費の配分表　　（単位：円）

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業				法律・予算の区分	事業実施期間	事業実施主体	総事業費(A)	交付限度額算定国費率(B)	交付限度額算定基礎額(C)=(A)×(B)	前年度までの事業費(D)	前年度までの交付済みの総額(E)	差額(F)	本年度事業費(G)	単年交付限度額算定基礎額(H)=(G)×(B)	本年度交付限度額算定基礎額(I)=(H)-(F)	本年度県費	本年度市町村費	本年度その他	翌年度以降事業費(J)=(A)-(D)-(G)	翌年度以降交付限度額算定基礎額(J)=(C)-(E)-(I)	備考
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)																		
	小計																							

（海業推進事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　海業推進事業交付金交付申請書

年度において下記のとおり海業推進事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第３条の規定により交付金　　円の交付を申請します。

記

事　業　計　画

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の配分
（１）事業の内容及び計画　　別紙のとおり
（２）経費の配分及び負担区分　　別紙のとおり

３　事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

別紙

事業の内容及び計画

1　交付額

区　分	交　付　金	備　考
水産業強化対策整備交付金	円	
合　計	円	

2　水産業強化対策整備交付金

政策目標	事業No.	実施地区名	事業実施主体	成果目標			メニューの内容
				具体的内容	目標		
					現状値（令和　年度）	目標値（令和　年度）	

（注）水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第４の４－２の（９）で規定する別記様式第３－２号別表の海業推進事業計画における各政策目標の３．事業内容に基づき記載すること。

経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区　　分	事業費（E）（A＋B＋C＋D）	交付金事業に要する経費（A＋B）	国庫交付率（A）／（E）％	負担区分				備考
				国庫交付金（A）	都道府県費（B）	市町村費（C）	その他（D）	
水産業強化対策整備交付金								
1　漁港漁村環境整備目標								
（1）定額（1/2 以内）分								
（2）附帯事業費定額（1/2 以内）分								
2　海業推進目標								
（1）定額（1/2 以内）分								
（2）附帯事業費定額（1/2 以内）分								
合　　計								

(注) 備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載すること。

別記　様式第２号

（水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産基盤整備調査事業、漁業集落環境整備事業（補助金）、漁港機能増進事業、漁港災害関連事業及び漁港災害復旧事業調査設計委託費等の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　　事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け漁第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　事業について下記のとおり変更施行したいので、補助金の金額を　　円から　　円に変更してくださるよう新潟県補助金等交付規則第３条の規定により申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業の内容及び経費の配分
（１）変更事業計画総括表　　別紙のとおり
（２）工事変更設計書　　別冊のとおり
ア　変更設計総括表
イ　変更工事費内訳表
ウ　添　付　図　面
エ　添　付　資　料

３　変更事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

注　変更事業計画総括表及び工事変更設計書は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、その他各種事業補助金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。
ただし、変更設計総括表は国費欄を県費と書き換えて作成すること。

（地方創生港整備事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　地方創生港整備事業交付金変更交付申請書

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあった地方創生港整備事業について下記のとおり変更施行したいので、交付金の金額を　　円から　　円に変更してくださるよう新潟県補助金等交付規則第３条の規定により申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業計画総括表　　別紙のとおり

３　変更事業の完了予定年月日

注　変更事業計画総括表は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、地方創生港整備推進交付金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。

（地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生事業、漁業集落環境整備事業（交付金）及び漁港環境整備事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　　交付金変更交付申請書

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあった　　事業について下記のとおり変更施行したいので、交付金の金額を　　円から　　円に変更してくださるよう新潟県補助金等交付規則第３条の規定により申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業の内容及び経費の配分
（１）地区別経費の配分表　　別紙のとおり
（２）添　付　図　面　　別紙のとおり

３　変更事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

別紙

地区別経費の配分表　　（単位：円）

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業				法律・予算の区分	事業実施期間	事業実施主体	総事業費(A)	交付限度額算定国費率(B)	交付限度額算定基礎額(C)=(A)×(B)	前年度までの事業費(D)	前年度までの交付済みの総額(E)	差額(F)	本年度事業費(G)	単年交付限度額算定基礎額(H)=(G)×(B)	本年度交付限度額算定基礎額(I)=(H)-(F)	本年度県費	本年度市町村費	本年度その他	翌年度以降事業費(J)=(A)-(D)-(G)	翌年度以降交付限度額算定基礎額(J)=(C)-(E)-(I)	備考
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)																		
	小計																							
(注)前回申請額を上段括弧書きで記入し、変更後申請額を下段に記入すること。																								

（海業推進事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　海業推進事業交付金変更交付申請書

　　年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあった海業推進事業について下記のとおり変更施行したいので、交付金の金額を　　円から　　円に変更してくださるよう新潟県補助金等交付規則第３条の規定により申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業の内容及び経費の配分
（１）事業の内容及び計画　　別紙のとおり
（２）経費の配分及び負担区分　　別紙のとおり

３　変更事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

別紙

事業の内容及び計画

1　交付額

区　分	交　付　金	備　考
水産業強化対策整備交付金	円	
合　計	円	

（注）前回申請額を上段括弧書きで記入し、変更後申請額を下段に記入すること。

2　水産業強化対策整備交付金

政策目標	事業No.	実施地区名	事業実施主体	成果目標			メニューの内容
				具体的内容	目標		
					現状値（令和　年度）	目標値（令和　年度）	

（注）前回申請額を上段括弧書きで記入し、変更後申請額を下段に記入すること。

経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区　　分	事業費（E）（A＋B＋C＋D）	交付金事業に要する経費（A＋B）	国庫交付率（A）／（E）％	負担区分				備考
				国庫交付金（A）	都道府県費（B）	市町村費（C）	その他（D）	
水産業強化対策整備交付金								
1　漁港漁村環境整備目標								
（1）定額（1/2 以内）分								
（2）附帯事業費定額（1/2 以内）分								
2　海業推進目標								
（1）定額（1/2 以内）分								
（2）附帯事業費定額（1/2 以内）分								
合　　計								

（注）前回申請額を上段括弧書きで記入し、変更後申請額を下段に記入すること。

別記　様式第３号

（水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産基盤整備調査事業、漁業集落環境整備事業（補助金）、漁港機能増進事業、漁港災害関連事業及び漁港災害復旧事業調査設計委託費等の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　　事業計画変更承認申請書

年　　月　　日付け漁第　　号で補助金の交付決定通知のあった事業計画を下記のとおり変更したいので、新潟県漁港関係事業補助金等交付要綱第５の規定により承認くださるよう申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業の内容及び経費の配分
（１）変更事業計画総括表　　別紙のとおり
（２）工事変更設計書　　別冊のとおり
ア　変更設計総括表
イ　変更工事費内訳表
ウ　添　付　図　面
エ　添　付　資　料

３　変更事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

注　変更事業計画総括表及び工事変更設計書は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、その他各種事業補助金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。ただし、変更設計総括表は国費欄を県費と書き換えて作成すること。

（地方創生港整備事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　地方創生港整備事業計画変更承認申請書

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあった地方創生港整備事業について事業計画を下記のとおり変更したいので、新潟県漁港関係事業補助金等交付要綱第５の規定により承認くださるよう申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業計画総括表　　別紙のとおり

３　変更事業の完了予定年月日

注　変更事業計画総括表は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、地方創生港整備推進交付金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。

（地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生事業、漁業集落環境整備事業（交付金）及び漁港環境整備事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　　事業計画変更承認申請書

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあった　　事業計画を下記のとおり変更したいので、新潟県漁港関係事業補助金等交付要綱第５の規定により承認くださるよう申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業の内容及び経費の配分
（１）地区別経費の配分表　　別紙のとおり
（２）添　付　図　面　　別紙のとおり

３　変更事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

（海業推進事業の場合）

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　海業推進事業計画変更承認申請書

　　年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあった海業推進事業計画を下記のとおり変更したいので、新潟県漁港関係事業補助金等交付要綱第５の規定により承認くださるよう申請します。

記

変　更　事　業　計　画

１　変更の理由

２　変更事業の内容及び経費の配分
（１）事業の内容及び計画　　別紙のとおり
（２）経費の配分及び負担区分　　別紙のとおり

３　変更事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

別記　様式第４号

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年度　　事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け漁第　　号で補助金等交付決定通知のあった下記事業について中止（廃止）したいので、承認くださるよう新潟県漁港関係事業補助金等交付要綱第７の規定により申請します。

記

事業名又は工事番号	施行地名	工種・数量	工期（着手・竣工）	工事日数	請負金額	請負人住所氏名
中止（廃止）を必要とする具体的事由						

別記　様式第５号

（水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産基盤整備調査事業、漁業集落環境整備事業（補助金）、漁港機能増進事業、漁港災害関連事業及び漁港災害復旧事業調査設計委託費等の場合）

年度　　事業実績報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で補助金の交付決定通知のあったこの事業を実施したので新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり報告します。
併せて、精算額　　円を請求します。（※）
（※精算払請求を行う場合に記載）

記

１　事業実績総括表　　別紙のとおり

２　漁港工事費実績内訳表　　別紙のとおり

３　添　付　図　面　　別紙のとおり

４　財産管理台帳　　別紙のとおり

注　事業実績総括表、漁港工事費実績内訳表は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、その他各種事業補助金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。
ただし、事業実績総括表は国費内訳欄を県費内訳と書き換えて作成すること。

（地方創生港整備事業の場合）

年度　　地方創生港整備事業実績報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

　　年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあったこの事業を実施したので新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり報告します。
　併せて、精算額　　円を請求します。（※）
（※精算払請求を行う場合に記載）

記

1　事業実績総括表　　別紙のとおり

2　施設別総括表　　別紙のとおり

3　事業完了年月日

4　事業実績内訳表　　別紙のとおり

5　取得財産調書　　別紙のとおり

注　事業実績総括表、施設別総括表、事業実績内訳表は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、地方創生港整備推進交付金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。

（地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生事業、漁業集落環境整備事業（交付金）及び漁港環境整備事業の場合）

年度　　事業実績報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあったこの事業を実施したので新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり報告します。
併せて、精算額　　円を請求します。（※）
（※精算払請求を行う場合に記載）

記

１　事業完了年月日　　年　　月　　日

２　地区別経費の配分表　　別紙のとおり

３　工事費実績内訳表　　別紙のとおり

４　添　付　図　面　　別紙のとおり

５　財産管理台帳　　別紙のとおり

別紙

2　地区別経費の配分表　　（単位：円）

| 計画名 | 地区名 | 関係市町村名 | 交付対象事業 | | | | 法律・予算の区分 | 事業実施期間 | 事業実施主体 | 総事業量 | 総事業費(A) | 交付限度額算定国費率(B) | 交付限度額算定基礎額(C)=(A)×(B) | 前年度までの事業量 | 前年度までの事業費(D) | 前年度までの交付済みの総額(E) | 差額(F) | 本年度事業量 | 本年度事業費(G) | 単年度交付限度額算定基礎額(H)=(G)×(B) | 本年度交付限度額算定基礎額(I)=(H)−(F) | 精算交付額(J) | 本年度県費 | 本年度市町村費 | 本年度その他 | 次年度調整額(K)=(J)−(I) | 翌年度以降事業量 | 翌年度以降事業費(L)=(A)−(D)−(G) | 翌年度以降交付限度額算定基礎額(M)=(C)−(E)−(I)−(J) | 備考 |
|---|
| | | | 事業名(1) | 事業名(2) | 区分(1) | 区分(2) |
| |
| | 小計 |

（注）総事業費欄等の額の欄には、交付申請額を上段（　）書き、精算額を下段に記入すること。

3　工事費実績内訳表

事業名		漁港名又は地区名	

事業主体	費目	工種	計画		実績		契約年月日	契約工期	工事完了年月日	検査年月日	検査員職氏名	備考
			数量	金額	数量	金額						

（海業推進事業の場合）

年度　海業推進事業実績報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知のあったこの事業を実施したので新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり報告します。

併せて、精算額　　円を請求します。（※）

（※精算払請求を行う場合に記載）

記

1　事業完了年月日　　年　　月　　日

2　事業の内容及び実績　　別紙のとおり

3　経費の配分及び負担区分　　別紙のとおり

4　収　　支　　精　　算　　別紙のとおり

5　財　産　管　理　台　帳　　別紙のとおり

別紙

２　事業の内容及び実績

水産業強化対策整備交付金

（１）漁港漁村環境整備目標

ア　事業実績

実施地区名	事業実施主体	所在市町村	事業の内容	事業量	工期		事業費（A＋B＋C＋D）	交付事業に要した経費（A＋B）	負担区分				交付率	備考
					着工年月日	しゅん工年月日			国庫交付金（A）	都道府県費（B）	市町村費（C）	その他（D）		
地区計							円	円	円	円	円	円		
市町村事務費計														
合計														

（注）１ 事業種目が２以上の設計単位となる場合、それぞれ区分し、地区ごとの合計を記すこと。

２ また、同一実施主体に係る１設計単位が２以上の事業種目にわたる場合は、事業種目(複数)を括弧で囲むこと。

イ　市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区　　分	時　　期	実施場所	主目的・内容	備　　考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

ウ　附帯事業の実績

実施時期	事業実施主体	目 的	内　容	関連する施設の内容				備　考
				メニュー	施設名	整備年度	事業実施主体	

（注）１　関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること。
　　２　整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること。

（２）海業推進目標

ア　事業実績

実施地区名	事業実施主体	所在市町村	事業の内容	事業量	工期		事業費（A＋B＋C＋D）	交付事業に要した経費（A＋B）	負担区分				交付率	備考
					着工年月日	しゅん工年月日			国庫交付金（A）	都道府県費（B）	市町村費（C）	その他（D）		
地区計							円	円	円	円	円	円		
市町村事務費計														
合計														

（注）１ 事業種目が２以上の設計単位となる場合、それぞれ区分し、地区ごとの合計を記すこと。
２ また、同一実施主体に係る１設計単位が２以上の事業種目にわたる場合は、事業種目(複数)を括弧で囲むこと。

イ　市町村附帯事務費

事業実施指導実績

区　　分	時　　期	実施場所	主目的・内容	備　　考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

ウ　附帯事業の実績

実施時期	事業実施主体	目 的	内　容	関連する施設の内容				備　考
				メニュー	施設名	整備年度	事業実施主体	

（注）１　関連する施設が、複数施設ある場合は全て列記すること。

２　整備年度については、整備予定年度又は整備済の年度を記入すること。

３　経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費（E）(A+B+C+D)	交付金事業に要した経費（A＋B）	国庫交付率 (A)/(E) %	負担区分				備考
				国庫交付金（A）	都道府県費（B）	市町村費（C）	その他（D）	
水産業強化対策整備交付金								
１　漁港漁村環境整備目標								
（１）定額（1/2 以内）分								
（２）附帯事業費定額（1/2 以内）分								
２　海業推進目標								
（１）定額（1/2 以内）分								
（２）附帯事業費定額（1/2 以内）分								

4　収支精算

（1）　収入の部

（単位：円）

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減額		備考
			増	減	
1　交付金 2　その他					
合　　計					

（2）　支出の部

（単位：円）

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減額		備考
			増	減	
水産業強化対策整備 交付金					

別記　様式第６号

年度　　補助金事業等の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、新潟県漁港関係事業補助金等交付要綱第４の第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　新潟県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額　　金　　円
（　　年　　月　　日付け漁第　　号による額の確定通知）

２　補助金等の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金等返還相当額（３－２）　　金　　円

注　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（　　）

注　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

6　当該補助金等に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（　　）

注　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記　様式第７号

（水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産基盤整備調査事業、漁業集落環境整備事業（補助金）、漁港機能増進事業、漁港災害関連事業及び漁港災害復旧事業調査設計委託費等の場合）

年度　　事業年度終了報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で補助金の交付決定通知を受け、翌年度へ繰り越した　　事業の会計年度が下記のとおり終了したので、新潟県補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　事 業 実 績 総 括 表　　別紙のとおり

２　漁港工事費実績内訳表　　別紙のとおり

注　事業実績総括表、漁港工事費実績内訳表は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、その他各種事業補助金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。ただし、事業実績総括表は国費内訳欄を県費内訳と書き換えて作成すること。

（地方創生港整備事業の場合）

年度　　地方創生港整備事業年度終了報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知を受け、翌年度へ繰り越した地方創生港整備事業の会計年度が下記のとおり終了したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1　事業実績内訳表　　別紙のとおり

注　事業実績内訳表は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則、地方創生港整備推進交付金交付要綱に定めるところにより作成して添付すること。

（地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生事業、漁業集落環境整備事業（交付金）及び漁港環境整備事業の場合）

年度　　事業年度終了報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知を受け、翌年度へ繰り越した事業の会計年度が下記のとおり終了したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　地区別経費の配分表　　別紙のとおり

２　工事費実績内訳表　　別紙のとおり

（海業推進事業の場合）

年度　海業推進事業年度終了報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市　　町　　村　　長　　名

年　　月　　日付け漁第　　号で交付金の交付決定通知を受け、翌年度へ繰り越した海業推進事業の会計年度が下記のとおり終了したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　事業の内容及び実績　　別紙のとおり

２　経費の配分及び負担区分　　別紙のとおり

別記　様式第８号

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市 町 村 長 名

年度　　事業補助金等の概算払請求書

年　　月　　日付け 漁 第　　号 で補助金等交付決定通知のあったこの事業について、下記により、概算払によって交付されたく請求します。

記

金　　円

事業名	漁港名	交付決定通知額		(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－{(B)＋(C)} 残高		工事着工年月日	工事完了予定年月日	備考
		事業費	補助金等(A)	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高			
		千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%			

別記　様式第９号

出　来　高　検　査　調　書

市町村名		事業名	
		施工地名	

費目	事業費 A （円）	出来高 B （円）	B／A （%）	所要額 累計（円）	同左 補助金 （円）	備考
合計						

上記の通り検査し、確認いたしました。

年　　月　　日

市町村長名

新潟県知事　　様